

議案第7号

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例（平成27年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改め、同条第2項中「杉並区介護保険運営協議会」の次に「（以下「協議会」という。）」を加える。

第4条第1項各号中「1人」を「当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該複数の地域包括支援センターに前項各号に掲げる職員をそれぞれ当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人置くことにより、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターが同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は同項各号に掲げる職員のうち異なる2以上のものとし、当該職員の員数はそれぞれ1人とする。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数及び当該地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、前2項の規定による常勤の職員に代えて、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センター

の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法により、前2項の規定による常勤の職員の員数に相当する員数の職員を置くものとするができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域包括支援センターに置くべき職員の基準を改める必要がある。

杉並区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|---|
| <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項各号</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、杉並区介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者</p> | <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、<u>次条各号</u> _____ に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>2 地域包括支援センターは、杉並区介護保険運営協議会 _____ の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及び当該職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者</p> |

| | |
|--|---|
| <p><u>当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p> | <p><u>1人</u></p> |
| <p>(2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p> | <p>(2) <u>社会福祉士その他これに準ずる者 1人</u></p> |
| <p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人</u></p> | <p>(3) <u>主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人</u></p> |
| <p><u>2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該複数の地域包括支援センターに前項各号に掲げる職員をそれぞれ当該区域内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1人置くことにより、当該区域内のそれぞれの地域包括支援センターが同項の基準を満たすも</u></p> | |

のとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は同項各号に掲げる職員のうち異なる2以上のものとし、当該職員の員数はそれぞれ1人とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数及び当該地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、前2項の規定による常勤の職員に代えて、当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法により、前2項の規定による常勤の職員の員数に相当する員数の職員を置くものとすることができる。